

お知らせ

電子証明書の有効期限

国税電子申告（e-tax）などに必要な公的認証サービスの電子証明書には、有効期限（発行日から3年後）があります。有効期限を過ぎると、インターネットによる申請・届出ができなくなります。更新手続きなどについてはお問い合わせください。

※お問い合わせは  
市民課市民係

（☎880・6574）まで

障害者雇用納付金制度が改正されます

平成27年4月から、常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象となりますので、申告・納付に向けて早めの取り組みをお願いします。雇用障害者数が法定雇用（2.0％）を下回る場合、障害者雇用納付金を納付する必要があります。

詳しくは、独立行政法人高

年齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ（<http://www.jed.or.jp>）をご覧ください。左記へお問い合わせください。

※お問い合わせは

高知高齢・障害者雇用支援センター

（☎861・2212

☎861・2214）まで

最低賃金改正のお知らせ

高知労働局では、県内全ての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、10月26日から施行することとしました。

この決定により、10月26日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間677円以上としなければなりません。

※お問い合わせは

高知労働局賃金室

（☎885・6024

高知労働基準監督署

（☎885・6031）まで



市民からのお便り 毎日「ありがとう」の言葉を言えるように、明るく心で過ごせる努力をしています。

11月は「児童虐待防止推進月間」

ためらわず  
知らせてつなぐ  
命の輪

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、その内容も専門的な援助を必要とするケースが増えています。特に、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

子どもは地域の宝です。健全やかな成長のために、地域の皆さんの協力をお願いします。

「子どもの様子がおかしい」「虐待かもしれない」と思ったら、相談機関に連絡（通告）してください。

※連絡・通告先は

福祉事務所子ども相談係

（☎880・6564）

県中央児童相談所

（☎866・6791）まで

高知オレンジリボンキャンペーン2014

オレンジリボンは、児童虐待防止のシンボルマークとなっています。

高知オレンジリボンキャンペーンのイベントで、たすきリレーを行います。ヤ・シイパーク（香南市）から中央公園（高知市）までをランナーがオレンジリボンでつながります。市内は、新物部川橋から南国バイパス（国道55号線）を西に進みます。ご協力とご声援をお願いします。

■中継地点・通過予定時刻  
あけぼの小児クリニック・正午↓マルナカ南国店・午後0時31分↓高知パワーセンター・午後0時56分

※お問い合わせは  
児童家庭支援センター高知みその内  
高知オレンジリボンキャンペーン実行委員会事務局  
（☎872・6488）まで

※お問い合わせは  
国土交通省四国運輸局  
高知運輸支局  
（☎866・7311）まで

自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です！  
交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成25年の事故発生件数は約63万件、死傷者数は約79万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る、極めて深刻な状況となっています。

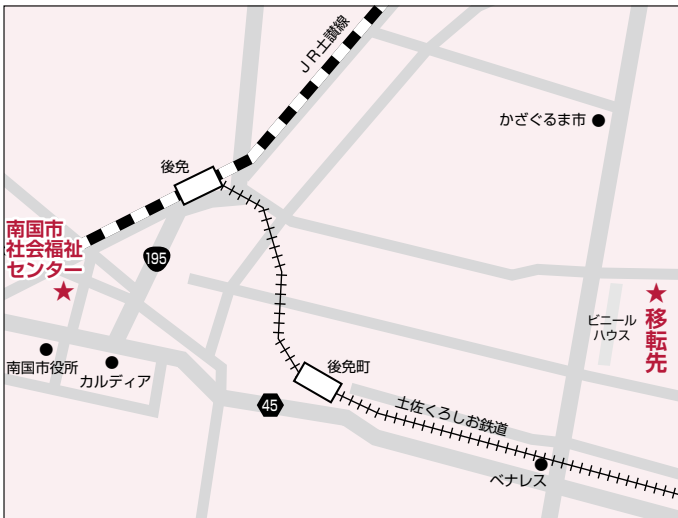
自賠責保険・共済は、全ての車・バイク1台ごとに加わることが義務付けられており、加害者の賠償責任を担保すること、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

四輪車ももちろんですが、特に車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は、有効期限切れや掛け忘れにご注意ください。

自賠責制度の詳しい内容については、ホームページ（<http://www.jibai.jp>）をご覧ください。

南国市社会福祉センター 一時移転のお知らせ

南国市社会福祉センターは耐震工事のため移転運営することとなりました。



■移転先住所

〒783-0091 南国市立田405

■移転後運営開始日

11月25日（火）午前8：30～

※現在地での運営再開は平成27年6月ごろの予定です。

■移転事業所・業務

◎南国市社会福祉協議会

（総務係、地域福祉係、あんしん生活サポートセンター、訪問介護事業所、居宅支援事業所、地域包括支援センター）

◎南国市シルバー人材センター

◎地域活動支援センター「南国」

◎介護認定調査員室

※お問い合わせは、南国市社会福祉協議会（☎863-4444）まで

11月は子ども・若者育成支援強調月間

育てよう健やかに  
支えようみんな

子ども・若者が豊かな個性と能力を持った人間に成長するためには、家庭、学校、地域住民、職場・企業、関係機関・団体が一体となり、県民的な広がりを持った子ども・若者育成県民運動を展開することが必要です。

11月は「子ども・若者育成支援強調月間」として、次の事業が開催されます。

皆様に、身近なところから取り組みをお願いします。

■とき／ところ／事業名

▼11月7日（金）市内一円

青少年健全育成パレード

※お問い合わせは

少年育成センター内

青少年育成南国市民会議

（☎863・4201）まで

「女性の人権ホットライン」強化週間

高知地方方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、女性の人権問題解消に向け、電話

相談の強化週間を実施します。相談は無料で、秘密は厳守します。

■とき／11月17日（月）23日（日）

午前8時半～午後7時

\*土・日曜日は午前10時～

午後5時

■電話番号

0570・070・810

\*全国共通ナビダイヤル

\*IP電話からは接続できません。

■取扱内容／ドメスティック

バイオレンス、セクシュアル

ハラスメント、ストーリーカ

ー、離婚問題、暮らしの悩

みごとなど女性をめぐる人

権問題

※お問い合わせは

高知地方方法務局人権擁護課

（☎822・3503）まで



理容・美容・クリーニングは「Sマーク」のお店へ！

高知県生活衛生営業指導センターでは、11月を生活衛生関係営業に関する「標準営業約款普及登録促進月間」と定めて、本制度の普及強化を行っています。

県では、生活衛生関係営業のうち、理容業・美容業およびクリーニング業について、厚生労働省の認可を得て、「Sマーク」の表示をすること、お客さまに安心・安全・衛生を提供していることをお知らせするとともに、業者の皆さまにはこの登録を行うよう呼びかけています。



※お問い合わせは  
公益財団法人高知県生活衛生営業指導センター  
（☎855・5100）まで